

町民税 県民税

10月から公的年金からの 特別徴収が始まります

その年度の4月1日に公的年金を受給している65歳以上の方です。

ただし▼老齢基礎年金などの年間の給付額が18万円未満である▼その年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの年間給付額を超える—などの場合は、特別徴収の対象にはなりません。

10月から、公的年金からの町・県民税の特別徴収が始まります。

これは、今まで納付書や口座振替で納付していた公的年金にかかる町・県民税を、あらかじめ公的年金から差し引かせて

65歳以上の方が対象に

特別徴収の対象となるのは、町・県民税の納税義務者のうち、

開始は10月支給分から

特別徴収の開始は、本年10月支給分の年金からです。そのため本年度は変則的な納付方法となり、税額の半分は6月と8月に納付書や口座振替の方法で納めていただき（普通徴収）、残り半分は10月・12月・翌年2月分の年金から差し引かれます。

来年度以降は、4月・6月・8月分の年金からはそれぞれ前年2月分と同額が差し引かれます（仮徴収）。10月・12月・翌年2月分の年金からは、年間の税額から仮徴収された金額を引いた残りの3分の1ずつが差し引かれます（本徴収）。

納付方法の変更の例(年間の税額を12,000円とした場合)

◆本年度

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		特別徴収(年金から天引き)		
	納付月	6月	8月	10月	12月
税 額	年額の4分の1		年額の6分の1		
		3,000円	3,000円	2,000円	2,000円

- 6月、8月に年税額の4分の1ずつを納付書や口座振替で納付。
- 10月、12月、翌年2月支給分の年金から、年税額の6分の1ずつが差し引かれます。

◆来年度以降

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	納付月	4月	6月	8月	10月	12月
税 額	前年度2月分と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		
		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

- 4月、6月、8月支給分の年金からは、前年度2月に特別徴収された金額と同額がそれぞれ差し引かれます。(仮徴収)
- 10月、12月、翌年2月支給分の年金からは、年税額から仮徴収分を引いた残りの3分の1ずつが差し引かれます。(本徴収)

◆問い合わせ 町税務会計課 町民税担当 (☎82-3111 内線111) へどうぞ。

◆問い合わせ 町税務会計課 町民税担当 (☎82-3111 内線111) へどうぞ。

介護保険

地域密着型サービスの 実施事業者を募集します



町では、第4期介護保険事業計画期間(21年度~23年度)中に地域密着型サービス事業の実施を希望する事業者を募集します。

町内で地域密着型サービスの事業を実施するためには、事業を実施しようとする法人が申請(指定申請)を行い、町からの指定を受けることが必要です。指定に当たっては、介護保険法の規定に基づき山田町指定地域密着型サービス事業者選考委員会からの意見聴取などが必要なことから、指定申請に先立ち事前協議のための申請を受け付けます。

地域密着型サービスの事業所の指定を希望する方は、期限までに申請書を提出してください。

なお、指定は1事業者につき1事業所となります。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

- ▷定員 1ユニット(9人以内)
- ▷設置場所 町内全域
- ▷募集数 平成21年度指定…1事業者
平成23年度指定…1事業者

小規模多機能型居宅介護

- ▷定員 登録者25人以下(通所は1日当たりおおむね15人以下、泊まりは1日当たり通所定員の3分の1以上9人以下)
- ▷設置場所 船越地区以外の町内全域
- ▷募集数 平成22年度指定…1事業者

◆申請資格 法人格を有し、法人および代表者、役員全員が納期到来分の税金や各種公的保険料を完納していること

◆申請期限 6月30日(火)午後5時15分

※郵送の場合、期限までに町に到着したものに限り受け付けます。

◆申請書の配布方法 6月1日から町保健福祉課高齢者福祉チーム(9番窓口)で、配布します。配布する時間は、午前9時から午後5時までです。

◆申請先・問い合わせ 町保健福祉課高齢者福祉チーム(☎82-3111内線164)へどうぞ。